

■ 入学検定料の返還基準

いったん納入された入学検定料は返還しません。

ただし、次の事由に該当する場合は申請（別途様式あり）により返還することがあります。

- ①入学検定料を納入したが、出願しなかった場合
- ②出願が受理されなかった場合
- ③入学検定料を誤って二重もしくは過剰に納入した場合

返還手続

上記の入学検定料返還申請理由に該当する場合は、「入学検定料返還願」を北里大学入学センターに簡易書留で送付してください。本学が認めた場合は、手数料を除く検定料相当額を指定された口座に返還します。

返還請求受付締切日までに「入学検定料返還願」が提出できない場合、または提出書類の記載に不備、重大な誤りがある場合は、請求を受理しません。

(1) 提出書類：①「入学検定料返還願」(所定様式)

本学ホームページ「受験生サイト」からダウンロードしてください。



②「入学志願票」(右肩に「検定料返還」と朱書きしてください)

*入学志願票と同時に表示される宛名ラベルは使用しないでください。

(受験生サイト)

③入学検定料の領収書 (A4サイズの紙に貼付してください)

- ・コンビニエンスストア……「入学検定料・選考料 取扱明細書」または「領収書(レシート)」
- ・Pay-easy (ATM) ……「ATM利用明細書」
- ・ネットバンキング ……「インターネットバンキングの取引明細を印刷したもの」
- ・クレジットカードの場合は書類不要です。

④返還振込先の口座が確認出来るものの写し (金融機関名、支店名、口座番号、名義人等が表示されている「通帳表紙」、「キャッシュカード」等をA4サイズにコピーしてください)

(2) 返還請求受付締切日：2021年3月1日(月) 必着

(3) 返還時期：2021年3月下旬(予定)